

③遺産分割協議書がある場合

相続のお手続きにあたって、お客さまにご準備いただく内容は次の通りです。

お客様ご提出書類一覧

No	書類名など	必要となる時期	お客様確認欄	当金庫確認欄	入手先
①	亡くなられた方（被相続人様）の戸籍謄本 ◇法定相続人を確認させていただきますので、被相続人様の出生から死亡までの連続した全戸籍謄本（全部事項証明書・改製原戸籍・除籍謄本など）をご提出ください。	法定相続人様の確認時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市区町村役場
②	相続人様全員の現在の戸籍謄本 ◇相続人の方が婚姻や養子縁組・離婚等により除籍され、現在の姓が変更となっている場合に必要となります。 ◇以下に該当する方は提出不要です。 ・被相続人様の同一の戸籍にいる方 ・被相続人様の戸籍から婚姻・養子縁組等により除籍されたが、現在の姓が同じで被相続人様の戸籍謄本と相続人様の印鑑証明書から確認できる方	法定相続人様の確認時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市区町村役場
③	相続人の印鑑証明書（発行日より6ヵ月以内のもの） ◇相続人全員の方の印鑑登録証明書をお取り寄せください。 （下記④の相続手続き依頼書に添付します）	法定相続人様の確認時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市区町村役場
④	相続手続き依頼書（当金庫の制定用紙です） ◇代表相続人の記載がない場合、相続人全員の署名・捺印（実印）が必要です。 （上記⑤の印鑑証明書を添付いただきます）	法定相続人様の確認時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当金庫窓口
⑤	【遺産分割協議書の場合】 ◇遺産分割協議による分割の場合、相続人全員が署名・捺印（実印 印鑑証明書つき）されている遺産分割協議書の原本の提出をお願いします。原本は後日お返しします。	法定相続人様の確認時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	お客さま
⑥	被相続人様の預金通帳・証書・貸金庫鍵・キャッシュカード等 （当座預金がある場合は、未使用の手形用紙・小切手用紙）	相続預金のお支払い時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	お客さま
⑦	相続手続き代表者様（預金等の払戻をうける方）の実印・取引印	相続預金のお支払い時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	お客さま
⑧	相続手続き代表者様（預金等の払戻をうける方）の本人確認資料（運転免許証、健康保険証等）	相続預金のお支払い時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	お客さま
⑨	相続放棄がある場合 ◇家庭裁判所に提出した相続放棄申述書に対する受理証明書の提出をお願いします。	法定相続人様の確認時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家庭裁判所

* 法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」をご提出いただく場合は、被相続人が亡くなられたことおよび相続人を確認させていただくための戸籍謄本(上記①②)のご提出は原則不要です。

☆相続人に未成年の方がいらっしゃる場合

未成年が相続する遺産に関しては、代理人が署名・捺印を行ってください。
代理人は、法定代理人(親)か特別代理人のいずれかになります。相続のケースに応じて変わります。

《ステップ3》必要書類をご提出

亡くなられた方の取引店へご提出ください。

《ステップ4》払い戻し等のお手続き

書類をご提出いただいたのち、払い戻し等のお手続きをいたします。
ご提出いただいた書類に不備がある場合には、再度ご提出をいただく場合や追加の書類をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。